

# 東日本大震災緊急支援資金を創設しました



市では、東日本大震災の影響により資金繰りが悪化した中小企業を支援するため、国の「東日本大震災復興緊急保証」を利用する中小企業者を対象に、現在の市融資制度の中に、新たに「東日本大震災緊急支援資金」を創設しました。

東日本大震災復興緊急保証対象者

- ① 特定被災区域内（注）で地震・津波などで直接の被害を受け、市町村の罹災証明を受けた者
- ② 特定被災区域内の中小企業者で、震災後3カ月の売り上げなどが10%以上減少した者
- ③ 特定被災区域の事業者との取引関係により、震災後3カ月の売り上げなどが10%以上減少した者
- ④ 震災被害で風評被害による契約の解除などの影響で、震災後3カ月の売り上げなどが15%以上減少した者

名称	東日本大震災緊急支援資金
貸付条件	東日本大震災復興緊急保証を利用する者
利率	年1.55%
貸付限度額	運転資金2,000万円
貸付期間	8年以内（据え置き2年以内）
保証人など	保証人：法人代表者を除き原則不要 担保：必要に応じて徴する
信用保証料	全額市が負担（本人負担なし） ※東日本大震災復興緊急保証利用
取扱期間	7月19日から平成24年3月31日まで(予定)
その他	市長が必要と認める書類の添付が必要

注 特定被災区域 岩手県・宮城県・福島県の全域、および青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村（長野県では栄村が対象）

問い合わせ先  
市役所商工観光課商工係  
☎22-2111（内線272）

# アメリカシロヒトリから樹木を守る

アメリカシロヒトリは年2回発生し、桜やクルミ、桑などを食害します。樹木を所有する皆さんは、防除期間を目安に樹木を点検してください。食害が発生した場合は、所有者が責任をもって防除し、被害を拡大させないようにしてください。

防除期間（点検時期） 8月中旬～9月下旬

点検方法 ふ化した幼虫は糸を吐いて巣を作り、12日間ほど群集しています。初めは葉脈だけを残して食害するので、食害を受けた葉は透けて見えます。巣の処分方法 巣を見つけた場合は、幼虫ごと枝を切り取り、踏みつぶすか、焼却してください。

農薬防除 幼虫が分散したときは、それぞれの樹木に適した農薬を使用し、濃度、使用量、回数や散布時期など、薬剤のラベルに記載のある説明文をよく読んで、適正な使用方法を守ってください。

※散布に当たっては、風の強い時間帯に行うなど、十分な配慮をお願いします。

防除車の貸し出し 公民館の敷地など、区が防除作業を行う場合は、防除車などの貸し出しを行います。

問い合わせ先  
市役所農政課農政振興係  
☎22-2111（内線253）

# アメリカシロヒトリに登録のある主な農薬

下記の薬剤は平成23年5月末現在、アメリカシロヒトリに適用のある農薬の一例です。詳しくは、農薬販売店に相談し、適正な使用方法などの説明を受けて購入してください。

- ▶スミチオン乳剤 樹木類…500～1000倍
- ▶トレボン乳剤 樹木類（つつじ類、ポインセチアを除く）…4000倍
- ▶トアロー水和剤CT（遅効性） 樹木類（つばき類を除く）…1000～2000倍
- ▶ディプレックス（50%）乳剤【劇物】 樹木類…1000～1500倍
- ▶ダイアジノン水和剤34【劇物】 樹木類…1000～1500倍

【注意事項】  
・薬剤は農薬販売店で購入できますが、「劇物」に指定されている薬剤の購入には印鑑が必要です。  
・農薬取締法上、街路樹や庭木などの一般樹木への農薬使用についても規制対象となっていますので、農薬販売店に相談の上、必ず登録のある薬剤を使用して下さい。  
・薬剤を使用する前に薬剤のラベルをよく読み、記載されている希釈倍率などの使用基準は必ず順守してください。（在庫品を使用する場合は、ラベルの登録内容が最新のものと異なる場合がありますので注意してください）  
・薬剤散布は、人がいない時間帯や、風のない日に行ってください。

# 「赤ちゃんの駅」をご利用ください



市では、乳幼児がいる保護者の皆さんの子育て支援として、「赤ちゃんの駅」を市役所をはじめ6カ所の公共施設のほか、新たに3カ所設置しました。

「赤ちゃんの駅」には、おむつ交換台を設置してあります。授乳専用の部屋はありませんが、授乳の際は空き部屋

など一時的に使用できる場所にご案内しますので、お気軽に窓口にお申し出ください。また、豊田公民館の1階には、おむつ交換台を設置してあります。授乳の際は隣接する豊田支所もしくは豊田子育て支援センターをご利用ください。

問い合わせ先  
市役所子育て課子ども支援係  
☎22-2111（内線356）

赤ちゃんの駅がある施設	利用できる日と時間
中野市役所本庁	各施設とも開庁および開館している日の時間内にご利用いただけます。
中野市豊田支所	
中野保健センター	
中央子育て支援センター	
北部子育て支援センター	
豊田子育て支援センター	
中央公民館・働く婦人の家	
北部公民館	
西部公民館	
※太字は新たに設置した施設	

※太字は新たに設置した施設

# 農地取得に必要な 下限面積（別段面積）を変更しました

市では、農地を取得する際に必要となる下限面積（別段面積）を次のとおり変更しました。

変更する区域 旧中野町  
変更する面積 40㌥を30㌥とする。  
変更期日 平成23年6月28日(火)



※下限面積（別段面積）とは、農地を取得する際に必要となる面積要件で、取得後、下限面積（別段面積）以上の耕作面積を確保する必要があります。

問い合わせ先  
市役所農業委員会事務局  
☎（22）2111（内線322）

▼市内の下限面積一覧表

下限面積	旧市町村名
30㌥	旧中野町、旧日野村、旧延徳村、旧豊井村、旧永田村
40㌥	旧平野村、旧倭村
50㌥	上記以外の地域